総務常任委員会資料
2026年（令和８年）９月18日
総務局税務室税制課

議案第６６号関連資料
明石市市税条例の一部改正について

１　改正の目的

固定資産税の免税点の見直しに伴う規定整備のほか、令和８年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図ります。

２　改正の概要

⑴　固定資産税の免税点の見直し

徴税の合理化を図る観点から、課税標準額が一定の額に満たない固定資産については、課税を行わない基準（免税点）が設けられていますが、物価指数等の上昇を踏まえ家屋及び償却資産の免税点が見直されたため、条例においても同様の見直しを行います。

なお、土地については、前回見直し時（平成３年）と比べて地価が下落していることから、免税点の変更はありません。

区　分	現行（改正前）	改　正　後
土　　地	30万円	変更なし
家　　屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

⑵　再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

新たに取得された再生可能エネルギー発電設備のうち、下表に示すものについて、国が示す基準に従い、固定資産税の課税標準の特例率を定めます。

区　　分	課税標準の特例率
太陽光発電設備 （ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備）	１／２
風力発電設備 ① 海洋再エネ法※1に基づく洋上風力発電設備 ② 港湾法に基づく洋上風力発電設備、地球温暖化対策推進法※2・農山漁村再エネ法※3に基づく陸上風力発電設備	① ３／５ ② ２／３

※1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律
※2 地球温暖化対策の推進に関する法律
※3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

⑶　その他地方税法の改正に伴う規定の整備

３　施行期日

公布の日。ただし、上記２⑴は令和９年４月１日施行